

③未利用地を活用した緑化

低密度居住ゾーンなど、戸建て中心の住宅地では、郊外のライフスタイルに対応し菜園や花壇のスペースが確保できるように、地権者との相談の上、緑とゆとりあふれる市街地形成を促進します。

- コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場など市民が集える農空間の整備を図るため、遊休農地などの市民農園などへの活用促進
- 景観緑地として、また、一時的な活用として、空き地などの未利用地のコミュニティーガーデン・市民農園としての活用

⑤地域（市民、企業、NPO など）との協働による活動体制づくり

- 公園等の整備に当たり、住民参加型による計画策定の推進
- 緑花樹等配布事業
- アダプトプログラム制度※の活用
- 緑化指針のマニュアル作成の検討
- 高齢者いきがい活動事業、公園愛護会制度などの検討
- 市民や来訪者が公園・緑地などを憩い・散策・健康づくり・交流空間として有効に活用できる支援ツールの作成検討（案内マップ、ガイド本など）

※ **アダプトプログラム**：市民と行政が協同で進めるまち美化プログラム。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

◆自然環境・公園緑地方針図



6-3-3. 都市景観

(1) 基本的考え方

都市景観は、人びとの暮らしに安らぎや潤い・活力を与えるだけでなく、その都市の「個性」を表現することにより地域への愛着を喚起し、来訪者にまちの魅力をPRする役割を持っています。特に、市街地景観の画一化が進行している現在、「地域らしさ」を見つけだし、表現していくことは、地域への誇りと愛着を再発見すると言う意味で、都市づくりに大きな役割を担っていると言えます。

そのため、国や道など関係機関と連携を図りながら、景観づくりに関する基本方針、計画、基準や指針などを定め、市民（コミュニティ）との協働で、地域の個性を活かすとともに、うるおいある景観を形成しながら、暮らしが息づく滝川らしい景観を育てていきます。

(2) 整備方針

①地域に適した景観形成を行う仕組みづくり

国や道など関係機関と連携を図りながら、滝川市独自の景観形成を行うための体制構築、計画策定、具体的なルールづくり等、景観形成の新たな仕組みづくりに向けた検討を行い、実現に向けた取組を推進します。

- ・景観協議会等、景観づくりの受け皿となる体制の構築
- ・景観計画の策定によるルールづくり
- ・景観区域、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

【地域との協働による景観形成】

景観形成においては、市民が地域の景観特性等を認識するため、地域の個性や景観資源を明らかにして情報発信を行い、市民、事業者等の合意と継続的な協力を得ながら、協働で良好な景観の維持に努めます。また、市民の自主的な景観配慮を促す支援制度等の検討を行います。

②地域の個性を活かした景観形成

コンパクトな都市づくりにおける農村保全ゾーン、農村居住ゾーン、ゆとり居住ゾーン、コンパクト居住ゾーン、にぎわい居住ゾーンの各地区の特性に適した景観形成を行い、地域の個性を活かした景観形成を促進します。

- ・農村保全ゾーンにおいて、石狩川・空知川等の河川及び河川緑地、丸加高原及び森林など、市街地周辺の自然環境と調和した広がりのある豊かな農村景観を保全・活用
- ・農村居住ゾーンにおいて、周辺の農村、田園環境に調和した潤いのある住宅地景観を形成するなど、田園景観を保全・活用
- ・ゆとり居住ゾーンにおいて、地区計画による住宅地のルールづくりや空き地の活用などにより、緑豊かで魅力ある住宅地景観を形成
- ・コンパクト居住ゾーンにおいて、市街地においても豊かな自然を感じることができるよう、緑地の保全や緑化の推進により、滝川市の個性を活かした都市景観を形成
- ・にぎわい居住ゾーンにおいて、歴史的に価値の高い建物の保全、集積する商業施設や公共施設等による一体感ある景観づくりなど、歩いて魅力を感じられる中心市街地にふさわしい都市景観を形成

◆都市景観方針図



6-3-4. 都市環境施設等

(1) 基本的考え方

日本では、2020年までに1990年比25%の二酸化炭素削減の目標を掲げており、本市の都市環境施設等においても、都市活動に伴う地球温暖化対策やエネルギーや資源の循環に対する重要な役割を担う施設として、関連技術の向上や行政や市民が一体となった取り組みの推進が求められます。

そのため、水循環の適正化、省資源・省エネルギーの推進、自然エネルギーの有効活用等による二酸化炭素排出量の削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの分野で、さらなる施設の効率化最適化や資源循環に関する社会システムの改良を先導的に推進します。

(2) 整備方針

①水循環の適正化

都市下水道の普及促進や農業地域における合併浄化槽の普及など水循環の適正化に努めます。

- ・公共下水道普及率の更なる向上
- ・合併処理浄化槽の設置

②省資源・省エネ型都市づくりの推進

- ・公共施設のリノベーションなど、既存ストックの有効活用（統廃合後の小中学校の再活用、その他市有施設等の改修などによる長寿命化対策など）
- ・住宅における省エネルギー化、長寿命化の推進（断熱性能、住宅設備等）

③低炭素型都市づくりの推進

- ・太陽光などの再生可能エネルギーや省エネ技術の公共施設への導入検討
※庁舎では、平成22年度に導入済み
- ・スマートグリッド*の導入に向けた研究推進
- ・バイオマス利用の活動拠点の充実
- ・生ごみバイオガス化プラントの更なる有効活用（稼働率の向上方策や消化液の土壌還元など）
- ・農業系未利用資源のエネルギーなどへの利用の検討
- ・公共交通機関の利用促進や、効率的な道路ネットワークの形成
- ・乗り合いタクシー等の導入検討
- ・カーシェアリングの導入検討
- ・公用車をはじめとするエコカーの導入促進
- ・自動車規制エリアの導入検討

※ スマートグリッド：次世代送電網の意味で、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網。専用の機器やソフトウェアが、送電網の一部に組み込まれている。

④循環型都市づくりの推進

ゴミの 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、ゴミの減量や適正処理、資源の循環利用を進め、リサイクル活動拠点の整備を推進します。

- ・ 集団資源回収
- ・ ごみの分別の細分化
- ・ 資源回収活動奨励事業
- ・ 下水処理における生ごみ処理ディスポーザー※との一元管理
- ・ 可燃ごみ焼却施設の稼働（公設公営の広域共同処理）
- ・ マテリアルリサイクル施設の整備
- ・ 最終処分場の整備

※ ディスポーザー：家庭の排水設備に設置する生ゴミ処理機のこと。一般の家庭においてディスポーザーは台所のシンク（流し台）の下に設置し、水と一緒に生ゴミを流し粉碎させ、下水道に流下させる仕組み。

7. 河川・下水道

7-1. 河川・下水道に関する現状と課題

本市は、石狩川・空知川の2大河川を中心として、江部乙川やラウネ川などの河川に囲まれた地域であり、過去に水害に見舞われ大きな被害を受けた経験があります。一方で、河川の自然環境を活かし、河川敷ではスポーツ広場、ゴルフ場、航空公園などが整備され、健康づくりや各種イベントなどの場として市民に親しまれてきました。また、「まちづくり・川づくり協議会」などの河川を活かした市民主体の地域づくり活動も見られます。

公共下水道については、衛生的な都市生活のために計画的に整備が進められ、平成14年度で計画された下水道整備がほぼ完了しました。今後は水質保全、環境衛生の面から適切な維持管理、質向上に努めていく必要があります。

以上の状況から、今後の河川整備においては、**治水対策の推進**とともに、**河川空間を活用した都市づくり**を推進し、また、**豊かな自然環境を保全**することにより、地域資源としての魅力を向上し、地球環境の保全に寄与することが重要となります。

下水道整備においては、**旧合流区域の分流化事業を進めるとともに整備がほぼ完了した下水施設を適切に維持管理し、水質保全、環境衛生の面からさらなる質向上を進め、将来的な土地利用と整合を図りながら整備を促進する必要があるほか、循環型社会の形成に寄与する下水道施設のあり方が問われています。**

7-2. 河川・下水道の基本方針

環境にやさしい都市づくりを支え、市民生活の安全安心、やすらぎを創出

(1) 災害に強い河川

水害による多大な被害が見込まれる地域であるため、河川氾濫を防止する洪水調節施設の適切な整備・維持管理、丘陵堤・低水路護岸等の河川の治水事業を確実に進め、都市の安全性向上を図ります。

(2) 市民が憩い楽しめる河川

2大河川に囲まれた特性のある地域であることから、環境教育、市民の憩い、健康づくりなど、河川環境を活かした都市づくりを進めます。また、これらを進めるためには、河川の自然環境を保全していくことが重要であり、多自然川づくりの推進、周辺緑地の保全を図ります。

(3) 快適な生活環境の持続

これまで計画的に整備を進めてきた下水道施設の適切な維持管理を進め、また、水質保全、環境衛生の面からさらなる質向上を進めることにより、市民生活における衛生環境の質向上とその持続を図ります。また、下水処理の複合化など、循環型社会の形成により持続可能な都市づくりを積極的に進めます。

7-3. 河川の方針

(1) 基本的考え方

石狩川、空知川、ラウネ川等の河川整備計画に基づいて事業を促進します。水害による都市の安全性確保のため、河川氾濫を防止する洪水調節施設の適切な整備・維持管理、丘陵堤・低水路護岸等の河川の治水事業を確実に進めます。また、河川に囲まれた地域特性を活かし、河川の自然環境保全を図りながら、環境教育、市民の憩い、健康づくりなど、河川環境を活かした都市づくりを進めます。

(2) 整備方針

①治水対策

洪水調節施設の適切な整備・維持管理、丘陵堤・低水路護岸等の河川の治水事業を促進します。

- 内水排除（樋門・排水施設）の整備、更新
- 滝川排水機場、池の前排水機場、江部乙川の救急排水施設の維持管理
- 石狩川の丘陵堤の整備
- 江部乙川の河川改修（河川法2条7号区間及び流下能力の改善（道費区間））



図 4. 23 池の前排水機場

②河川環境

河川の自然環境保全を図りながら、環境教育、市民の憩い、健康づくりなど、河川環境を活かした都市づくりを進めます。

- ラウネ川の水質改善
- 水質改善のための清掃活動等
- 水質調査等の環境調査の継続的实施
- 鳥類や魚類、野生動植物等の生息環境の適切な保全
- 多自然型工法による整備・改修
- 石狩川、ラウネ川、銀川等における親水空間の整備
- 石狩川再生の森（ラウネ川）などの河川における植樹、草刈り活動等の推進
- 石狩川、空知川流域住民の参加とネットワーク形成を目指した川の駅の設置

7-4. 下水道の方針

(1) 基本的考え方

整備がほぼ完了した下水道施設の適切な維持管理を進め、また、水質保全、環境衛生の面からさらなる質向上を進め、将来的な土地利用と整合を図りながら整備を促進します。また、下水処理の複合化など、循環型社会の形成により持続可能な都市づくりを積極的に進めます。

(2) 整備方針

①施設の維持管理

下水道施設の適切な維持管理を進め、また、水質保全、環境衛生の面からさらなる質向上を図ります。

- 既存の下水処理区域の維持
- 下水道の水質の維持管理（定期検査の実施など）
- 下水道の長寿命化、耐震化計画策定
- 合流式下水道の分流式への段階的な移行（今後約 20 年間で順次事業実施することとし、平成 25 年までは 122.3ha のうち 35ha を整備予定）
- 下水処理区域外における合併浄化槽の設置

②循環型社会の形成

下水処理の複合化など、循環型の仕組みづくり、施設整備を進めます。

- 下水処理における生ごみ処理ディスポーザーとの一元管理

◆河川・下水道整備方針図

